

滝川市告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11の規定により、令和5年度及び6年度において、滝川市が発注する滝川市普通財産建物点検等委託業務に係る指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について定めたので、下記のとおり告示する。

令和7年1月20日

滝川市長 前田 康吉

第1 資 格

1 基本的資格要件

滝川市が発注する契約に係る指名競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 政令第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）から当該委託業務に係る入札執行日までの間に、滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成11年滝川市告示第43号）の規定に基づく指名停止を受けている者
- (3) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）
- (4) 都道府県税を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）
- (5) 市町村税を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

2 競争入札参加資格申請者の資格要件

滝川市が発注する契約に係る競争入札参加資格者は、上記1「基本的資格要件」に加え、次の各号に掲げる区分に応じた資格要件に該当する者であること。

- (1) 3社以上の法人で構成された団体（団体としての法人格の有無は問わない）であること。
- (2) 規約等において建物点検等委託業務の受注を目的としている者であること。
- (3) 構成員は上記1「基本的資格要件」のいずれかに該当する者でなく、かつ、令和5年度及び6年度滝川市競争入札参加資格登録において、「建築一式工事登録者」であること。

3 契約の種類による資格要件

登録参加資格：滝川市普通財産建物点検等委託業務

競争入札参加資格者は、上記1「基本的資格要件」及び上記2「競争入札参加資格申請者の資格要件」、かつ、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ① 別添仕様書に記載の内容で履行可能な者であること。
- ② 滝川市内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有している者であること。

4 審査基準日

資格審査の基準日は、令和7年1月1日とする。

5 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年度及び6年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 第1の1に定める要件に規定する者になったとき。
- (2) 第1の2及び3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第3 資格審査の申請の時期、方法及び提出書類等

1 申請の時期

申請の時期は、令和7年1月20日から令和7年1月31日までとする。

2 申請の方法及び受付場所

- (1) 申請には3に掲げる提出書類を作成及び添付し、ファイルに綴じ込んだ上で、直接、提出しなければならない。
- (2) 受付場所 滝川市役所6階 滝川市総務部財政課契約管財係

3 提出書類等

- (1) 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）とする。
- (2) その他の添付書類等（証明書等については、原則として申請日前3か月以内のものとする。また、証明書等の提出は複写可とする。）

① 納税証明書（審査基準日以降のもの）

- (ア) 国税 ～・納税証明書その3の3。ただし、団体を構成する法人すべての納税証明書の提出を必要とする。
- (イ) 都道府県税 ～・北海道が発行する納税証明書。ただし、団体を構成する法人すべての納税証明書の提出を必要とする。
- (ウ) 市町村税 ～・滝川市が発行する納税確認書（別記第2号様式）。ただし、団体を構成する法人すべての納税証明書の提出を必要とする。

② 登記簿、定款、規約等

※法人格を有していない団体については、規約等において、団体としての組織を備えていること、多数決の原理が行われていること、構成員の変更に係らず団体が存続すること、その団体（組織）においての代表の方法、総会の運営方法、財産の管理等などの団体としての重要な点が確定していることがわかるものを提出すること。

③ 委任状（代理人を選任した場合のみ必要）

④ 名簿

⑤ 承諾書

⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書

⑦ 申請をする契約の種類による資格要件等に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類

⑧ その他、市長が必要と認める書類

4 競争入札参加資格の決定通知等

資格審査の結果、競争入札参加資格を有すると決定したときは、競争入札参加資格者名簿に記載したことを証する通知をする。また、競争入札参加資格を有しないと決定したときは、競争入

札参加資格者名簿に登載しない旨の通知を行うものとする。

5 資格審査の再申請

- (1) 競争入札参加資格者は、営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合は、その都度、資格審査の再申請を行わなければならない。
- (2) 上記の再申請は、総務部財政課の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

6 その他

この告示に関しての不明な点は、滝川市総務部財政課契約管財係（電話0125-23-1234内線1634）に照会すること。